

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	販売事業の登録
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	<p>法第3条第1項の規定による事業の登録については、法第3条の2に該当していることを登録の基準とする。</p>
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	